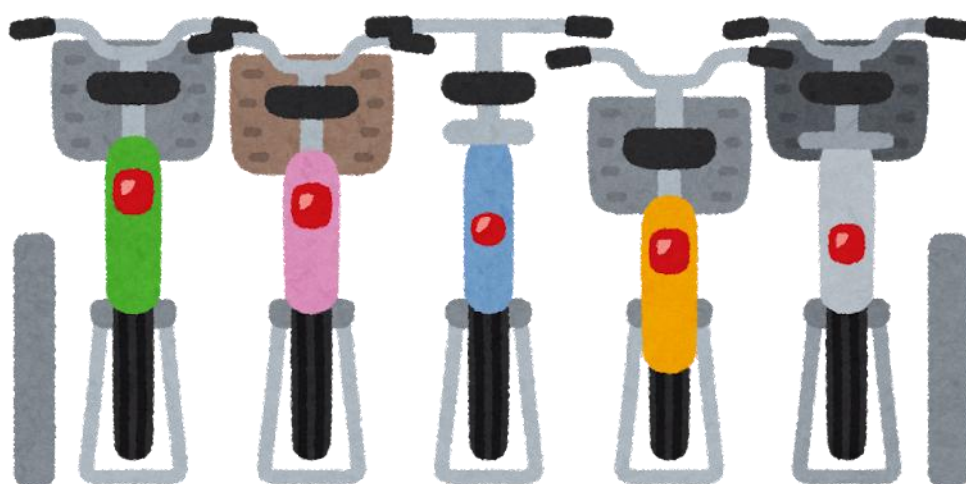


令和7年度

佐賀市放置自転車等対策協議会



佐賀市建設部建設監理課

## 佐賀市放置自転車等対策協議会目次

1. 令和6年度の放置自転車の現状	P 1 ~ 5
2. 本協議会の今後の活動について	P 6 ~ 1 1
3. その他資料	
(1) 佐賀市自転車等の放置防止に関する条例	P 1 2 ~ 1 5
(2) 佐賀市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	P 1 6 ~ 1 7
(3) 佐賀市自転車駐車場条例	P 1 8 ~ 2 2
(4) 佐賀市自転車駐車場条例施行規則	P 2 3 ~ 2 5

# 1. 令和6年度の放置自転車の現状

## (1) 佐賀駅周辺及び鍋島駅・久保田駅の自転車駐車場の概要

### ① 佐賀市自転車駐車場一覧

R7年4月1日現在

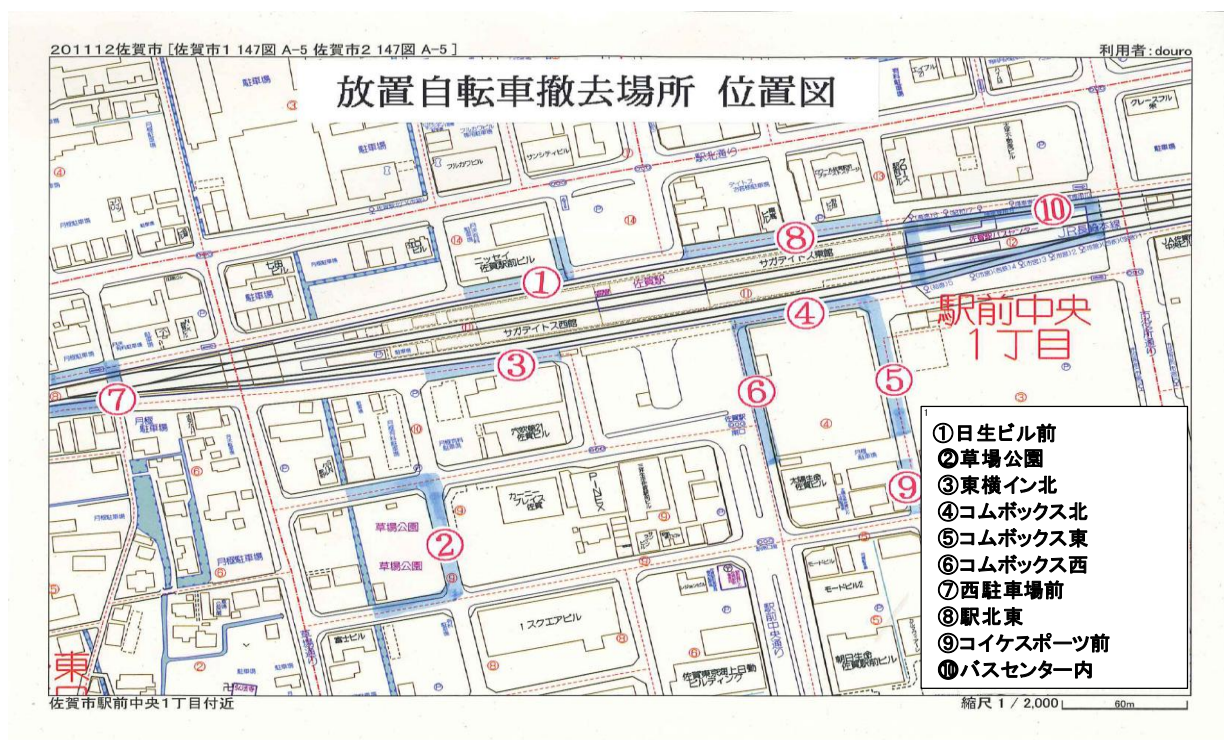
自転車駐車場名称	車種	構造	収容台数	利用時間	係員
佐賀駅東自転車駐車場 (鉄道高架下1階) 1,476㎡	自転車	平置き	184台	6時~22時	常駐
		ｽﾗｲﾄﾞﾗｯｸ	577台		
		平置き	58台	24時間	22時~6時は無人
		ｽﾗｲﾄﾞﾗｯｸ	106台		
	小計	925台			
	原付バイク (50cc以下)	平置き	33台	6時~22時	常駐
平置き		58台	24時間	22時~6時は無人	
小計		91台			
佐賀駅西自転車駐車場 (鉄道高架下2階) 1,090㎡	自転車	1F1、2段ラック	945台	6時~22時	常駐
		1F平置き	85台		
		小計	1,030台		
		2F1、2段ラック	866台		
		合計	1,896台		
佐賀駅北第一自転車駐車場 (屋外) 330.19㎡	自転車	平置き 簡易ラック	250台	24時間	無人
佐賀駅北第二自転車駐車場 (屋外コイン式駐輪機)	自転車	集中管理式 駐輪機	172台	24時間	無人
鍋島駅前駐輪場 475㎡	自転車	ラック	242台	24時間	無人
	バイク	平置き	14台	24時間	無人
久保田駅前駐輪場 265㎡	自転車	平置き	200台	24時間	無人
	バイク	平置き	12台	24時間	無人

- 自転車駐車場収容台数：自転車計 3,685 台、原付バイク(50 cc以下)計 117 台
- 放置自転車等保管所（鉄道高架下）収容台数：800 台、返還時間：8：30～17：30

### ② 佐賀駅周辺自転車駐車場・放置自転車禁止区域マップ



## (2) 令和6年度 エリアごとの撤去台数



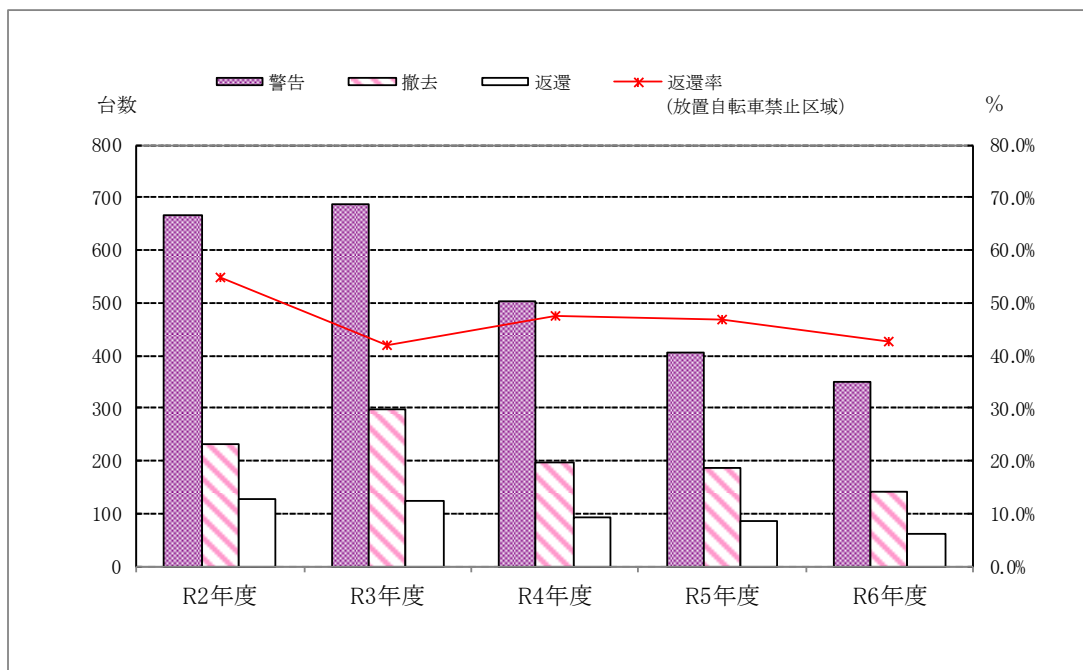
令和6年度 エリアごとの撤去台数表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①日生ビル前	1	1	0	0	1	1	2	1	0	0	0	3	10
②草場公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③東横イン北	2	1	1	3	5	0	0	1	1	2	1	2	19
④コムボックス北	1	0	0	7	5	4	4	1	6	1	2	2	33
⑤コムボックス東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥コムボックス西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦西駐車場前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧駅北東	5	2	0	2	2	0	3	1	2	1	1	4	23
⑨コイケスポーツ前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩バスセンター内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪市営駐輪場	4	5	2	0	3	1	3	0	4	3	0	2	27
⑫鍋島駅前駐輪場	2	9	1	2	3	3	2	5	5	1	3	1	37
⑬久保田駅前駐輪場	0	0	6	0	0	1	0	0	2	0	0	3	12
⑭その他	7	2	8	2	4	5	8	15	1	3	1	3	59
合計	22	20	18	16	23	15	22	24	21	11	8	20	220

※市営自転車駐輪場は、東・西・北第1・第2の自転車駐輪場  
 ※その他は、河川や公園などの公共の施設で撤去された分を含む

### (3) 令和6年度 放置自転車の撤去数及び返還数の変遷

R2年度～R6年度 放置自転車の撤去及び返還数



年度別警告・撤去・返却台数および返還率

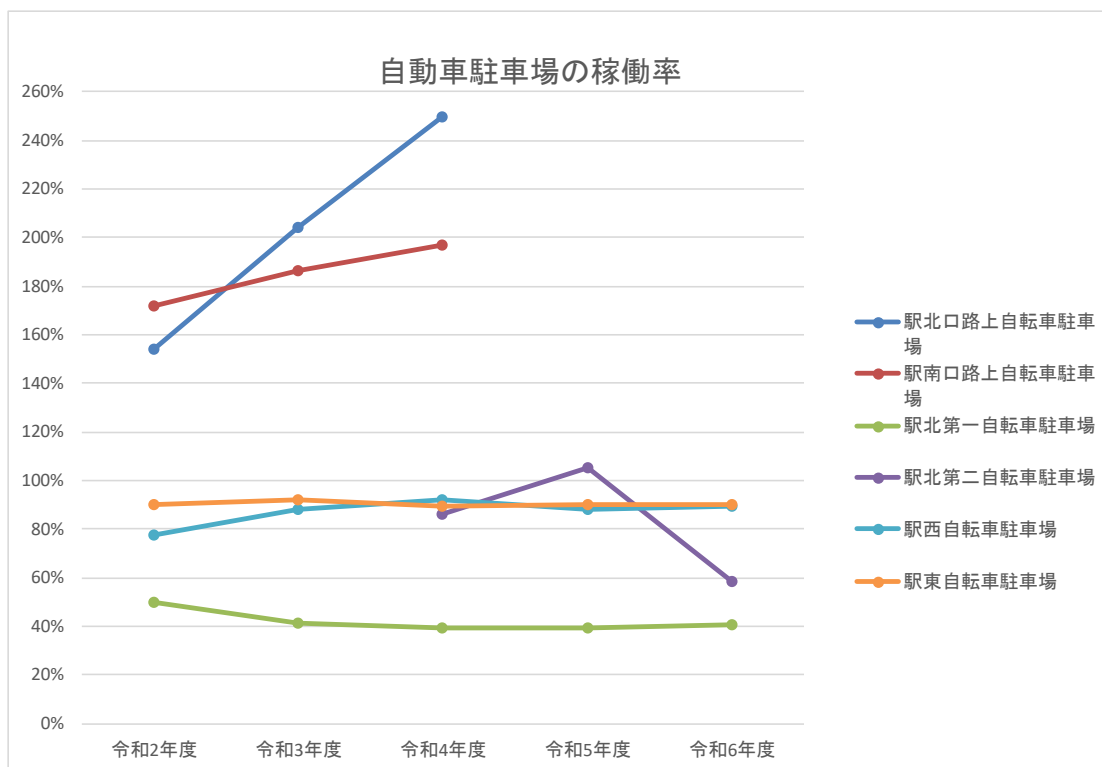
年度別		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
警告台数		668	686	502	407	350
放置禁止区域	撤去台数	231	298	196	186	141
	返還台数	127	125	93	87	60
	返還率	55.0%	41.9%	47.4%	46.8%	42.6%
放置禁止区域外	撤去台数	147	103	115	121	79
	返還台数	12	10	19	22	18
	返還率	8.2%	9.7%	16.5%	18.2%	22.8%

※原付バイクは含まず

令和6年度撤去した内の盗難自転車	放置禁止区域	15
	放置禁止区域外	4

#### (4) 令和6年度 佐賀市自転車駐車場 駐車台数・稼働率の変遷

令和2年度～6年度佐賀市自転車等駐車場稼働率及び駐輪台数



駐輪場	利用状況	駐輪台数(1日平均:台)					稼働率				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
駅北口路上自転車駐車場 (50台)		77	102	125			154.0%	204.0%	250.0%		
駅南口路上自転車駐車場 (104台)		179	194	205			172.1%	186.5%	197.1%		
駅北第一自転車駐車場 (250台)		125	104	98	99	102	50.0%	41.6%	39.2%	39.6%	40.8%
駅北第二自転車駐車場 (172台)				148	181	101			86.0%	105.2%	58.7%
駅西自転車駐車場 (1896台)		1,471	1,669	1,740	1,672	1,698	77.6%	88.0%	91.8%	88.2%	89.6%
駅東自転車駐車場 (925台)		834	849	828	835	835	90.2%	91.8%	89.5%	90.3%	90.3%
計 ※令和元年度3225台 ※令和5年度3243台		2,686	2,918	2,905	2,787	2,736	83.3%	90.5%	89.8%	85.9%	84.4%

※原付バイク含まず

※令和4年度は南北路上自転車駐車場が9月まで、北第二駐車場が10月から利用開始となった。

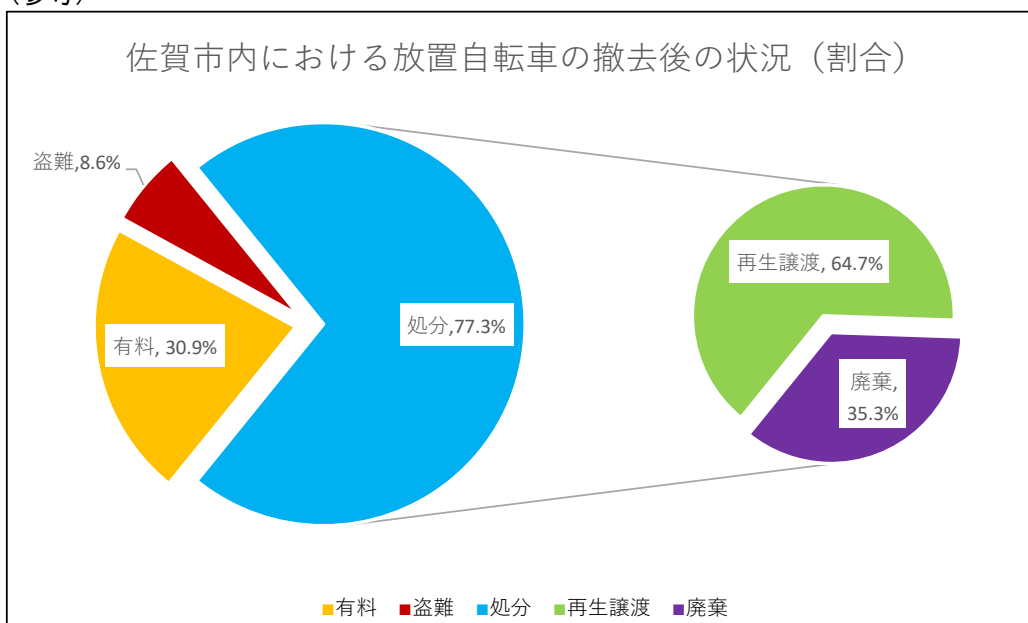
そのため駐輪台数の合計及び稼働率は上半期と下半期の平均として算出している。

(5) 令和6年度 撤去した放置自転車の処分・譲渡について

令和6年度 佐賀市内における放置自転車の撤去から処分までの状況

	撤去数	有料	盗難	処分	(台)	
					再生譲渡	廃棄
4月	22	7	3	20	11	9
5月	20	5	1	6	6	0
6月	15	1	0	18	9	9
7月	16	6	4	17	10	7
8月	25	6	0	17	11	6
9月	15	7	1	16	11	5
10月	22	7	1	11	7	4
11月	24	2	1	7	7	0
12月	21	11	4	11	10	1
1月	12	3	2	12	9	3
2月	8	6	0	15	10	5
3月	20	7	2	20	9	11
合計	220	68	19	170	110	60
割合	100	30.9	8.6	77.3	64.7	35.3

(参考)



## 2. 本協議会の今後の活動について

### (1) これまでの経緯

#### ① 国の動向

H5 「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(自転車法)に改正され、撤去した自転車の保管や処分に関する規定が追加。

H17 駅周辺等における放置自転車対策のため、道路事業として歩道上に自転車駐車場を設置することが出来るよう道路法施行令が改正され、道路上に道路管理者が設ける自転車駐車場が道路附属物として追加。

#### ② 佐賀市の動向

##### H5.4.1 「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」

目的：都市の美観を維持するとともに、市民の良好な生活環境を確保

主な取り組み：佐賀市放置自転車等対策協議会発足

JR 佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定 (H5.7.1)

##### H5.4.1 「佐賀市自転車駐車場条例」

目的：自転車等の駐車秩序の確立と自転車利用者の利便性を確保

主な取り組み：駅周辺に2カ所（駅東、駅西）の自転車駐車場を増設

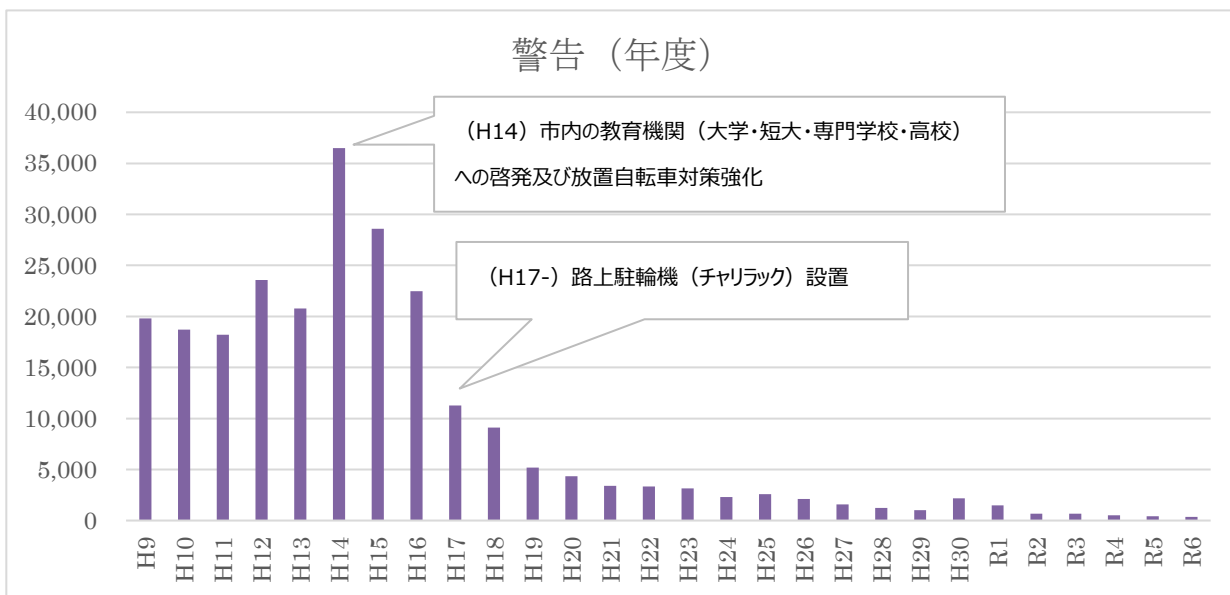
##### H17 路上駐輪機（チャリラック）設置



現在、H5 の条例施行から30年以上を経過し、現在は駅周辺に4カ所（駅北第二が追加）整備し、駅周辺の自転車駐車場は3,243台（原付バイクを除く）の収容台数となっている。

## (2) 放置自転車に関するこれまでの措置の状況について

### ① 警告数の推移

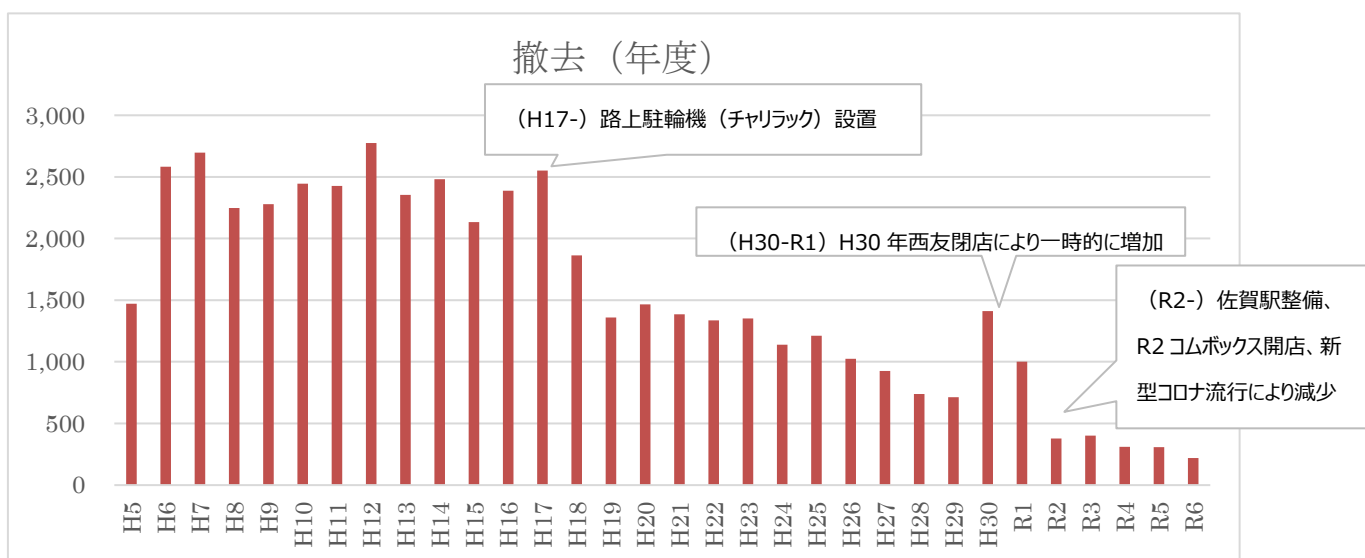


※警告数については H9 から集計している

●警告数の最大値  
 ピーク時：36,490 台 (H14 年度)  
 ↓約 99%減少  
 現在：350 台 (R6 年度)

●放置自転車数 (1 日平均) の状況  
 ピーク時：1,500 台/日  
 ↓ 放置自転車はほとんどみられない  
 現在：1 台/日程度

### ③ 撤去数の推移



●撤去数の最大値  
 ピーク時：2,776 台 (H12 年度)  
 ↓約 92%減少  
 現在：220 台 (R6 年度)

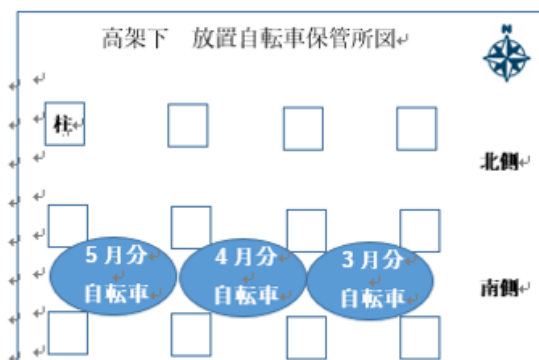
※内訳  
 放置禁止区域：141 台 (本人返還率 42.6%)  
 放置禁止区域外：79 台 (本人返還率 22.8%)  
 ※本人返還以外は、放置または盗難されたものになる。

### (3) 現在の状況について

#### ① 放置自転車保管所の状況



北側全体



南側：3月分



南側：4月分

#### ⑤ 土日祝日の街頭指導の状況

##### 令和7年度佐賀駅周辺放置自転車等街頭指導実績

実施日	曜日	天気	警告数	警告場所
4月5日	土	くもり	0	
4月6日	日	晴れ	2	バスセンター東側(2)
4月12日	土	くもり	2	バスセンター東側(2)
4月13日	日	晴れ	1	バスセンター東側(1)
4月19日	土	晴れ	2	バスセンター東側(2)
4月20日	日	くもり	3	バスセンター東側(1)、駅南口(2)
4月26日	土	晴れ	1	バスセンター東側(1)
4月27日	日	晴れ	4	バスセンター東側(1)、駅南口(2)、駅北口(1)
4月29日	火	晴れ	3	バスセンター東側(1)、駅南口(2)
合計			18	バスセンター東側(11)、駅南口(6)、駅北口(1)

委託先：佐賀県警友会

委託期間：令和7年4月1日～4月30日（土日祝のみ）

勤務時間：7時～14時（12時～13時は休憩）

佐賀駅コムボックス（旧西友）北の様子



H5 以前

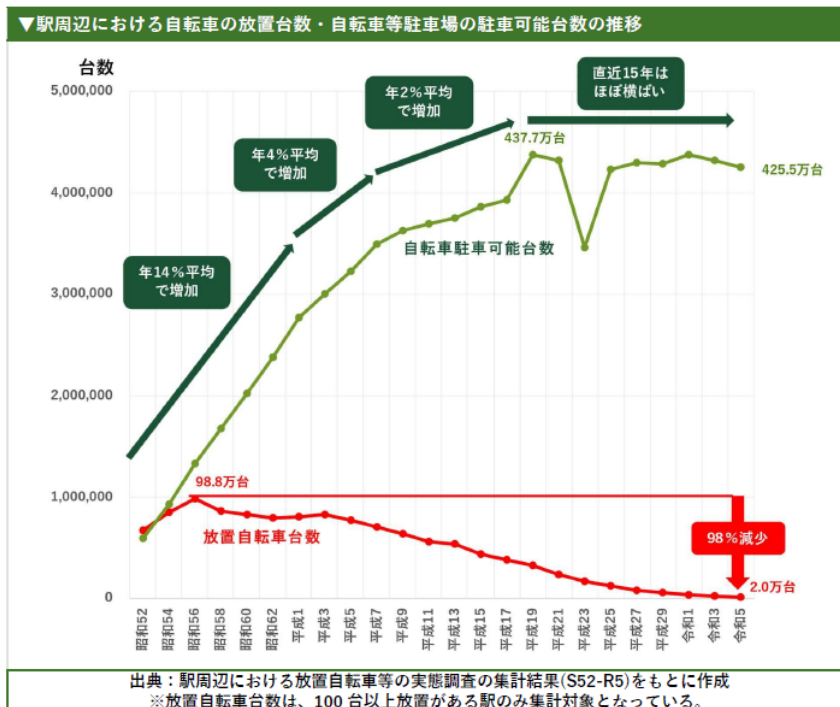


現在

【参考】

出典：自転車等駐車用の整備のあり方に関するガイドライン（第3版）

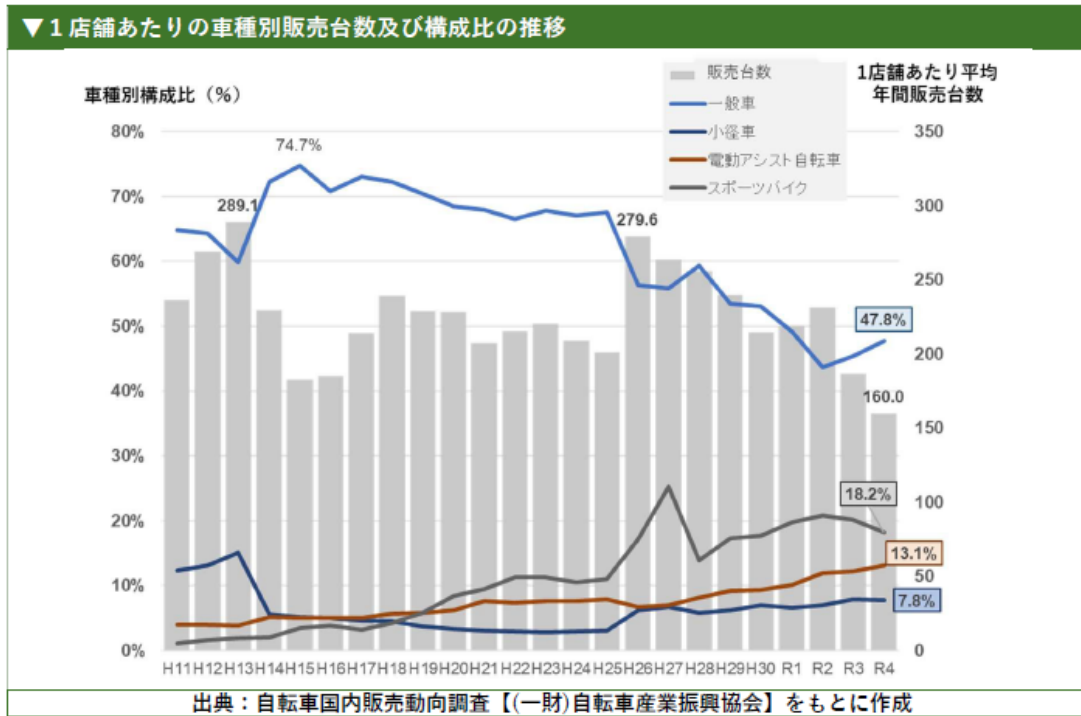
① 駅周辺における放置自転車の放置台数・自転車駐車場の駐車可能台数の推移



② 近年の自転車利用状況（通勤通会社の利用交通手段：国勢調査より）



③ 1店舗あたりの車種別販売台数及び構成比の推移



### 3. その他資料

○佐賀市自転車等の放置防止に関する条例

平成17年10月1日条例第171号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、都市の美観を維持するとともに、交通の円滑化を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、緑地、駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定区画を限って自転車等の駐車に供するために設置された施設をいう。
- (4) 放置 自転車駐車場以外の場所において、自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な施策を実施しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、公共の場所において自転車等を放置しないように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車の見やすい箇所に住所、氏名等を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対し、住所、氏名等の明記及び自転車の防犯登録の勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第7条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、市民の良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、自転車等が大量に放置され、又は大量に放置されるおそれのある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ第16条に規定する佐賀市放置自転車等対策協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該放置禁止区域にその旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更等)

第9条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、なお当該自転車等が放置されているとき、又は同項の放置されている自転車等の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認めるときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。第12条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所にお

いて、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を放置しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をしたにもかかわらず、なお相当の期間当該自転車等が放置されているときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

(保管した自転車等の処置)

第13条 市長は、第11条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、一定期間を経過してもなお利用者等が当該自転車等を引き取らないときは、当該自転車等を処分することができる。

(自転車駐車場における措置)

第14条 市長は、市の設置する自転車駐車場において、相当の期間にわたり利用されていない自転車等があるときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。

(費用の徴収)

第15条 市長は、第11条第2項、第12条第2項又は前条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したときは、これらに要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(佐賀市放置自転車等対策協議会の設置)

第16条 市長の附属機関として、佐賀市放置自転車等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、放置自転車等対策の次に掲げる事項について協議する。

(1) 放置自転車等対策に関する総合的な企画に関すること。

(2) 放置禁止区域の指定、変更等に関すること。

3 協議会は、委員15人以内で組織し、学識経験者、関係機関の代表者、市職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市自転車等の放置防止に関する条例（平成5年佐賀市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐賀市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第162号

改正 平成20年3月31日規則第6号

令和5年3月23日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市自転車等の放置防止に関する条例（平成17年佐賀市条例第171号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域標識の設置)

第2条 市長は、条例第8条第3項の規定により自転車等放置禁止区域である旨の標識を設置するときは、自転車等の利用者又は所有者から見やすいように設置するものとする。

(命令等)

第3条 条例第11条第1項の規定による命令は、口頭、警告札の自転車等への取付け等により行うものとする。

2 条例第12条第1項の規定による指導は、口頭、注意札の自転車等への取付け等により行うものとする。

3 条例第12条第2項及び第14条第1項に規定する相当の期間は、7日間とする。

(保管台帳の作成)

第4条 市長は、条例第11条第2項、第12条第2項又は第14条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したときは、保管台帳を作成するものとする。

(保管等の告示)

第5条 条例第13条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 自転車等の種別、型式、色等

(2) 車体に記載されている住所、氏名等又は車体番号

(3) 保管した自転車等が放置されていた場所

(4) 保管を始めた年月日及び保管場所 (5) 返還場所及び返還事務を行う日時

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（保管自転車等の処分）

第6条 条例第13条第2項に規定する一定期間は、同条第1項の規定による告示をした日から起算して2箇月間とする。

(費用の額)

第7条 条例第15条第2項に規定する規則で定める額は、自転車1台について1,500円、原動機付自転車1台について2,000円とする。

(佐賀市放置自転車等対策協議会)

第8条 条例第16条第1項に規定する佐賀市放置自転車等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 協議会の庶務は、建設部建設監理課において処理する。

(平20規則6・令5規則17・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成5年佐賀市規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規則第6号）この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第17号）この規則は、令和5年4月1日から施行する。

平成17年10月1日

条例第170号

(設置)

第1条 自転車等の駐車秩序を確立し、その使用者の利便を図るため、本市に自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐賀駅東自転車駐車場	佐賀市栄町4番12号
佐賀駅西自転車駐車場	佐賀市神野東一丁目8番3号
佐賀駅北第一自転車駐車場	佐賀市駅前中央一丁目13番12号
佐賀駅北第二自転車駐車場	佐賀市駅前中央一丁目17番

(令4条例15・一部改正)

(使用対象)

第3条 駐車場の使用対象は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）とする。ただし、佐賀駅東自転車駐車場の使用対象は、同項第10号に規定する原動機付自転車及び自転車（以下「自転車等」という。）とする。

(令4条例15・全改)

(使用の承認)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第6条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げること。

- (2) 駐車場の施設又は他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用の承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(駐車場の休止)

第8条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の利用に関する標識)

第10条 駐車場には、次に掲げる事項を明示した標識を設けるものとする。

- (1) 使用料の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 使用料の徴収方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に関して市長が必要と認める事項

(平24条例37・追加)

(指定管理者による管理)

第11条 駐車場の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(平24条例37・旧第10条繰下)

(業務の範囲)

第12条 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(平24条例37・旧第11条繰下)

(利用料金)

第13条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、駐車場を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平24条例37・旧第12条繰下)

(準用)

第14条 第4条、第7条、第8条及び第10条の規定は、第11条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第4条、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(平24条例37・旧第13条繰下・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例37・旧第14条繰下) 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐賀市自転車駐車場条例（平成4年佐賀市条例第36号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(管理の委託の経過措置)

- 3 施行日の前日において、合併前の佐賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀市条例第55号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされている駐車場の管理の委託については、第12条から第15条までの規定にかかわらず、施行日から平成18年9月1日（その日以前に第12条の規定により駐車場の管理を開始する場合は、当該管理を開始する日の前日）までの間は、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成24年12月21日条例第37号）この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第37号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用若しくは利用の許可若しくは承認に係る使用料又は占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前に行う使用若しくは利用の許可若しくは承認に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第6条、第8条、第10条から第12条まで、第28条から第30条まで、第33条、第38条及び第41条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月23日条例第15号）この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和4年規則第36号で令和4年9月30日から施行）

別表（第5条、第13条関係）（平25条例37・全改、平31条例2・一部改正）

使用の種別		使用期間	自転車	原動機付自転車
定期使用	学生	1月	1,040円	1,580円
		3月	2,870円	4,300円
		6月	5,320円	7,990円
	一般	1月	1,270円	1,910円
		3月	3,460円	5,220円
		6月	6,390円	9,600円
一時使用		1日(1回)	100円	150円

備考

- 1 「定期使用」とは、あらかじめ使用期間を定めた使用をいう。
- 2 「一時使用」とは、使用の承認を受けた日その日限りの使用をいう。
- 3 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は市長が認める教育施設へ通学する者をいう。
- 4 一時使用の場合において、使用時間が2時間以内のときの使用料は、無料とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市自転車駐車場条例（平成17年佐賀市条例第170号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場日及び開場時間)

第2条 自転車等を自転車駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させ、又は駐車場から出場させることができる日（以下「開場日」という。）及び時間（以下「開場時間」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開場日又は開場時間を変更することができる。

名称	開場日	開場時間
佐賀駅東自転車駐車場	1月4日から12月30日まで（市長が別に定める区画については、1月1日から12月31日まで）	午前6時から午後10時まで（市長が別に定める区画については、午前零時から午後12時まで）
佐賀駅西自転車駐車場	1月4日から12月30日まで	午前6時から午後10時まで
佐賀駅北第一自転車駐車場	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで
佐賀駅北第二自転車駐車場	1月1日から12月31日まで	午前零時から午後12時まで

(令4規則37・一部改正)

(使用申請、承認等)

第3条 駐車場の定期使用の承認を受けようとする者は、自転車等定期駐車申込書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、駐車場の定期使用を承認したときは、当該申請者に対し、定期駐車券及び確認証を交付するものとする。

3 駐車場の定期使用をする者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車券及び確認証の交付を受けた場合は、当該自転車等の見やすい箇所に確認証をはり付けるとともに、定期駐車券を携帯し、係員から請求があったときは、提示しなければならない。

4 駐車場の一時使用をしようとする者は、駐車場への入場の際に一時駐車券の交付を受けるものとする。ただし、駐車するための機械式の設備を有する駐車場において当該設備を使用する場合は、市長は、一時駐車券の交付を省略することができる。

（使用の不承認）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の承認をしないことができる。

- (1) 申請に係る駐車場の使用承認台数が当該駐車場の収容台数に達しているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

（使用料の徴収）

第5条 条例第5条第1項に規定する使用料は、使用の承認の際に徴収する。ただし、一時使用の場合は、駐車場からの出場の際に徴収するものとする。

（使用料の還付）

第6条 条例第5条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 定期使用者が駐車場の使用を中止する場合 既納の使用料から、1月分の使用料に使用した月数（1月未満は、1月とする。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額
- (2) 定期使用者が条例第8条の規定による駐車場の休止により使用できなかった場合 既納の使用料をその定期駐車券の通用期間の日数で除して得た金額に、休止の日数を乗じて得た金額  
（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 条例第5条第2項ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、当該定期駐車券及び確認証を添えて、市長に申請しなければならない。

（準用）

第7条 第3条から前条までの規定は、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市自転車駐車場条例施行規則（平成5年佐賀市規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年9月16日規則第37号） この規則は、令和4年9月30日から施行する。